

企業等の奨学金返還支援（代理返還）に関するQ & A

【目次】

[制度概要](#)……………Q 1～Q 8

[口座振替による支援方法](#)……………Q 9～Q 17

[払込取扱票による支援方法](#)……………Q 18～Q 23

[その他](#)……………Q 24～Q 30

【制度概要】

Q 1 企業等の奨学金返還支援とはどのような制度で、どのようなメリットがあるのか。

A 1 本制度は、本機構の貸与奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金）を受けていた従業員に対し、企業等が返還残額の一部又は全額を支援する制度です。本制度の支援（入金）方法は、企業等から直接本機構に送金していただきます。

【従業員にとってのメリット】

- ・企業等に奨学金の返還を支援してもらうことで経済的負担が軽減されます。
- ・支援を受けた額の所得税が非課税となり得ます。また、支援を受けた額は原則として標準報酬月額算定の基となる報酬に含めません。

【企業等にとってのメリット】

- ・若手人材へのアプローチや「人材の定着」で離職率が低減することで、人材の確保が期待できます。
- ・学資に充てる費用となるため、損金算入ができ、かつ「賃上げ促進税制」の対象となり得ます。

Q 2 支援対象者の所得税が非課税になり得るとあるが、非課税にならない場合はどのような場合か。

A 2 国税庁によれば、役員の学資に充てるため支給する費用等は非課税対象とならないとされておりますが、本機構も全ての事例を把握しているわけではございませんので、詳細は、国税庁のホームページ「学資に充てるための費用を支出したとき」をご覧ください。また、国税庁に直接ご確認ください。

Q 3 損金算入の計算方法等について、詳細を知りたい。

A 3 本機構も詳細を把握しているわけではございませんので、国税庁や税務署等に直接ご確認ください。

Q 4 社会保険料以外の保険料の算定には含まれるのか。

A 4 本機構も詳細を把握しているわけではございませんので、国税庁や税務署、厚生労働省等に直接ご確認ください。

Q 5 給与計算等の経理処理はどのように行えばよいか。

A 5 経理処理の方法は各企業等にお任せしております。

そのため、他の企業等がどのような処理を行っているか、本機構では把握しておりません。

Q 6 企業等の行っている代理返還について、機構のホームページに掲載してほしいが、どうしたらよいか。

A 6 本機構ホームページに登載しております利用企業等専用ページにログインいただき、「ホームページ掲載について」より掲載依頼することができます。

なお、当該ページはID及びパスワードがないとログインできません。ID及びパスワードについては、お電話またはFAXにて本制度の利用申請を行っていただいた後、2週間以内を目途に、郵送にてお知らせいたします。

Q 7 企業等から直接機構に支援する方法は。

A 7 企業等から本機構への送金は、「口座振替」又は「払込取扱票」のいずれかの方法となります。

(口座振替による返還支援)

企業等の指定する口座より支援額を振替ます。

- ① 本機構が指定するフォームより振替口座の登録を行い、口座振替依頼書を本機構に提出する。
- ② 本機構が指定するフォームより企業等情報及び支援対象者情報(※)を登録する。
※ 企業等補助番号、返還支援対象者の氏名、奨学生番号、支援期間、支援額等を入力
- ③ 振替日(毎月6日)に、登録された口座より支援額が引き落とされる。

※1件(債権)あたりの手数料135円(うち消費税額12円(適用税率10%))も引き落とされます。

(企業等負担)

※6日が土日祝であった場合には、翌営業日が振替日となります。

(払込取扱票による返還支援)

本機構が提供する「企業等の返還支援(代理返還)システム(以下、スカラK I(ケーイ))を利用して払込取扱票にて支援額を送金いただきます。

- ① 企業等は、スカラK Iより企業等情報、支援対象者情報(※)を登録し、払込取扱票の送付を依頼する。

※返還支援対象者の氏名、奨学生番号、支援額等を入力

- ② 本機構は、企業等からの依頼内容に基づき、支援額を記載した「払込取扱票」を送付する。
- ③ 企業等は、本機構から送付された「払込取扱票」で支援額を本機構に送金する。
※ゆうちょ銀行で送金する場合は 1 件（債権）あたりの手数料 30 円、コンビニエンスストアの場合は、所定の手数料がかかります。（企業等負担）

Q 8 返還支援を希望する場合、どこに連絡すればよいか。

A 8 奨学事業総務課（03-6743-6029）にご連絡ください。

支援内容を確認させていただき、後日、以下の番号をお送りします。申込受付から書類の発送まで最長で 2 週間程度かかりますので、余裕をもってご連絡ください。

- ① 利用企業等専用ページ（会員ページ）の ID・パスワード（※1）
- ② 企業等補助番号（補助コード）（※2）
- ③ 認識番号（ID・パスワード）（※3）

※1 利用企業等専用ページにログインするための番号です。

※2 口座振替を希望する企業等が、振替口座、企業等情報、支援情報等を登録する際に、必要となる番号です。

※3 払込取扱票による送金を希望される企業等は、「企業等による奨学金返還支援システム（スカラKI）」を利用いただきますが、ログインする際に必要となる番号です。

【口座振替による支援方法】

Q 9 口座振替による支援（送金）を希望する。手続はどうすればいいか。

A 9 口座振替による支援（送金）をする場合、「振替られる口座情報」、「企業等の情報」、「支援対象者や支援額等の支援情報」の登録が必須です。

本機構ホームページに登載している[利用企業等専用ページ](#)にログインし、「口座振替申込みについて」および「企業等情報・支援情報の登録について」より手続してください。

なお、手続の方法等については、それぞれマニュアルを掲載していますので、登録（手続）前に必ずご確認ください。

※[利用企業等専用ページ](#)は ID 及びパスワードがないとログインできません。ID 及びパスワードについては、お電話または FAX にて本制度の利用申請を行っていただいた後、2 週間以内を目途に、郵送にてお知らせいたします。

Q 1 0 企業等補助番号とは何か。

A 1 0 口座振替申込み及び企業等情報・支援情報を入力する際に必要となる8桁の数字です。

口座振替申込みの際に、補助コードを入力しなければなりません。この企業等補助番号を入力いただきます。(入力の際は、口座振替申込マニュアル7ページを確認してください。)

Q 1 1 企業等情報・支援情報の登録の内容を誤って入力したが、どうしたらよいか。

A 1 1 本機構で訂正しますので、以下の連絡先にお問い合わせください。

(連絡先)

独立行政法人日本学生支援機構

奨学事業戦略部奨学事業総務課

TEL : 03-6743-6029

Q 1 2 支援する金額が従業員の毎月返還すべき金額(割賦金)に満たない場合、口座振替による支援はできないのか。

A 1 2 支援する金額が従業員の毎月返還すべき金額(割賦金)に満たない場合も、口座振替による支援は可能です。

その場合、割賦金と支援額の差分は、当該月に従業員の口座より引き落とされます。

Q 1 3 口座情報を登録すれば、口座加入は完了となるのか。

A 1 3 口座情報を登録しても、「預金口座振替依頼書」の提出がなければ、口座加入完了とはなりません。口座情報登録後、「預金口座振替依頼書」を印刷し、本機構に必ず提出してください。

Q 1 4 「預金口座振替依頼書」を印刷したら、口座名義人欄が空白だった。どこまで自署をする必要があるのか。

A 1 4 原則、法人の場合は、社名、代表者、役名、氏名を省略せずに記入してください(フリガナについても、記入してください)。

なお、不備の内容(情報)は、金融機関ごとに異なるため、口座名義人欄にご記入いただく情報等については、本機構に提出する前に必ずご指定の金融機関にご確認ください。

また、お届け印及び捨印の押捺の要否についても、同様にご指定の金融機関にご確認ください。

※ご指定いただいた金融機関で口座情報を確認し、不備があった場合、預金口座振替依頼書は返送させていただきます。その場合、希望する振替開始月の翌月以降から振替開始となる場合があります。

なお、登録いただいた口座情報について、本制度を利用される以前より本機構が委託している収納代行会社(三井住友カード株式会社)の自動引き落としサービスを利用されている場合は、不備により預金口座振替依頼書が返送されていても、振替られる場合があります。

Q 1 5 口座加入が完了したお知らせ(通知)はくるのか。

A 1 5 企業等に口座加入完了のお知らせの連絡はいきません。振替日に引き落とされない場合は、スカラ KI より払込取扱票の送付を依頼し、送金期日までに送金してください。

Q 1 6 毎月の支援した額について、お知らせ(通知)はくるのか。

A 1 6 毎月の支援額について通知等はいきませんので、ご指定いただいた口座の通帳や入出金明細等でご確認ください。

※「SMB C (キコウヘンカンシエン)」として、1債権ごとの振替金額(支援額+手数料 135 円)が表示されます。

Q 1 7 手数料は企業等負担になるのか。その際インボイス対応領収書は発行されるのか。

A 1 7 手数料は、企業等負担になります。

具体的には、1件(債権)あたりの手数料 135 円(うち消費税額 12 円(適用税率 10%))が、支援額と一緒に引き落とされます。

また、インボイス対応としては、本機構ホームページに記載している上記内容をご担当者にお渡しいただくことで対応可能と考えております。

【払込取扱票による支援方法】

Q 1 8 払込取扱票(振込通知書)の作成依頼可能期間を教えてください。

A 1 8 原則、月初(4日ごろ)から月中旬(15日ごろ)までとなります。

詳細なスケジュールにつきましては、本機構ホームページに掲載の「1. 払込取扱票(振込通知書)依頼期間」をご確認ください。

Q 1 9 スカラK I のログインID・パスワードを忘れてしまった。

A 1 9 再度、ID・パスワードを発行いたしますので、その旨奨学事業総務課（03-6743-6029）にご連絡ください。

Q 2 0 機構から郵送された払込取扱票（振込通知書）は、ゆうちょ銀行のATMでも利用できるか。

A 2 0 払込取扱票に対応しているATMであれば、利用可能です。その際は、右側の「払込受領証（コンビニエンスストア用）（納付者控）」を切り取った上でご使用ください。なお、現金送金の場合、10万円が限度額になります。

Q 2 1 毎月、割賦額分の返還支援を考えているが、その場合は従業員の口座から引落としがかからないようになるのか。

A 2 1 本機構ホームページに掲載している「2. 払込取扱票（振込通知書）送金スケジュール」の送金期日までに企業等から送金があった場合は、従業員の口座より引き落としはかかりません。

なお、送金期日までに送金できなかった場合は、従業員の口座から引落としされます。送金期日後の27日までに企業等から送金があった場合、従業員の口座から引き落とされた分は繰上返還として処理されます。

Q 2 2 「繰上返還」と「先掛返還」の違いは何か。

A 2 2 「繰上返還」とは、返還期日が到来していない割賦金を繰り上げて返還するものであり、「先掛返還」とは、返還期日が到来していない割賦金を前もって入金いただくものです。

本機構の奨学金の返還は、従業員の口座より毎月引き落とす方法で行っています。「繰上返還」を行った場合、翌月以降の従業員の口座からの引き落としは継続されます（※1）が、最終返還期日が入金額に応じて前倒しとなります（返還期間が短くなります）。「先掛返還」を行った場合、企業等からの入金額に応じて月々の従業員の口座からの引き落としは一定期間行われませんが、最終返還期日の変動はありません（返還期間は変わりません）。なお、繰上返還であっても、支援額に応じて翌月の従業員の口座より引き落とされる金額が調整される場合があります。

(※1) 毎月の代理返還を希望する場合、「繰上返還」であれ「先掛返還」であれ、本機構が定めた期日までの入金を確認できた場合は、当月の従業員の口座からの引き落としはかかりません（「繰上返還」又は「先掛返還」のいずれを選択しても違いは生じません。）。当該送金期日については、本機構ホームページに掲載の「2. 払込取扱票（振込通知書）送金スケジュール」をご確認ください。

毎月の支援（送金）を行う場合は、「繰上返還」又は「先掛返還」のいずれを選択しても違いは生じません。

なお、本制度においては、原則として「繰上返還」を想定しております。「先掛返還」については、企業等からの入金額に応じた期間、従業員の口座からの引き落としが停止するため、本機構の債権管理上の観点から、長期間（7か月以上を目安）に渡る先掛返還には対応できないことがあります。

Q 2 3 割賦額の一部を支援（毎月1万円の割賦額について毎月5千円を企業等から送金する等）することはできるか。

A 2 3 現時点においては、債権管理上、割賦額未満での支援についてはお断りしております。

企業等が割賦額未満の金額で支援を行った後、残高不足等により従業員の口座からの引き落としができない場合には、延滞の原因となるためです。

なお、口座振替により支援（送金）を行う場合は、割賦金未満での支援も可能です（前記Q9参照）。

※現状、割賦額1万円の対象者に毎月5千円の支援を希望する場合は、

「2か月に一度1万円を支援する」等、1回当たりの入金額が割賦額以上となる方法による支援をお願いしております。

【その他】

Q 2 4 実際に雇用している企業等ではなく、提携している企業等や親会社が返還支援することは可能か。また、アルバイトの従業員に対して返還支援することは可能か。

A 2 4 本制度においては、原則、返還支援する企業等が直接雇用している方を対象としていますが、企業等によって雇用形態がさまざまのため、アルバイトの従業員など直接雇用でない方を対象にするか否かは、企業等に委ねています。

Q 2 5 個人事業主であっても、本制度を利用することは可能か。

A 2 5 可能です。

ただし、国税庁のホームページによれば、給与として課税しなくてよいのは『使用人に学資に充てるための費用を支給する場合』が前提となっています。

個人事業主は使用人ではないため、代理返還した場合、課税対象となるので損金算入できないと考えられます。

詳細については国税庁にお問い合わせください。

Q 2 6 従業員が返還期限猶予中でも、返還支援は可能か。

A 2 6 原則、返還支援することができません。

返還期限猶予中の方の返還支援を希望する場合は、従業員からの「奨学金返還期限猶予短縮願」の提出が必要です。手続きの詳細は本機構ホームページにてご確認ください。

(参考) [返還期限猶予に係る願出用紙 | JASSO](#)

※不明な点については、奨学事業総務課（03-6743-6029）にご連絡ください。

Q 2 7 従業員が減額返還中でも、返還支援は可能か。

A 2 7 原則、返還支援することができません。

減額返還中の場合、企業等から返還支援された月でも、当月の従業員の口座から振替がなされることがあります。

そのため、従業員からの「奨学金減額返還短縮願」の提出が必要です。手続きの詳細は本機構ホームページにてご確認ください。

(参考) [減額返還に係る願出用紙 | JASSO](#)

※不明な点については、奨学事業総務課（03-6743-6029）にご連絡ください。

Q 2 8 従業員が繰上返還の申請をしても、返還支援は可能か。

A 2 8 可能です。

ただし、口座振替による返還支援はできません。

自身で繰上返還の申請をしている従業員の返還支援を希望する場合は、払込取扱票を利用して支援してください。

Q 2 9 企業等が返還残額を一括で支援することは可能か。

A 2 9 可能です。

ただし、返還残額を一括で支援していただく場合、以下の点に留意してください。

- ・ 支援予定月の前月の振替日等に従業員の口座から引き落とされた額については、企業等が予定している一括返還支援額に含まれている場合があります。

その場合、過剰金が生じます。

- ・ 過剰金については、いかなる事由であっても、原則、従業員に返金します。

※返還残額を一括で支援いただく場合、本機構より予め支援額について連絡する場合があります。

Q 3 0 従業員が休職・退職等した場合に支援を中断・再開することは可能か。

A 3 0 従業員の休・退職等に伴い支援を中断（再開）することは可能です。その場合、

口座振替による支援の場合は、奨学事業総務課（03-6743-6029）にご連絡ください。

払込取扱票による支援の場合は、払込取扱票の発行依頼を中断（再開）してください。

※企業等からの送金（支援）がない場合、自動的に従業員の口座からの振替が再開されますので、特段の届出や申請等は不要です。